

相談支援専門員、サービス管理責任者及び 児童発達支援管理責任者にかかる研修について

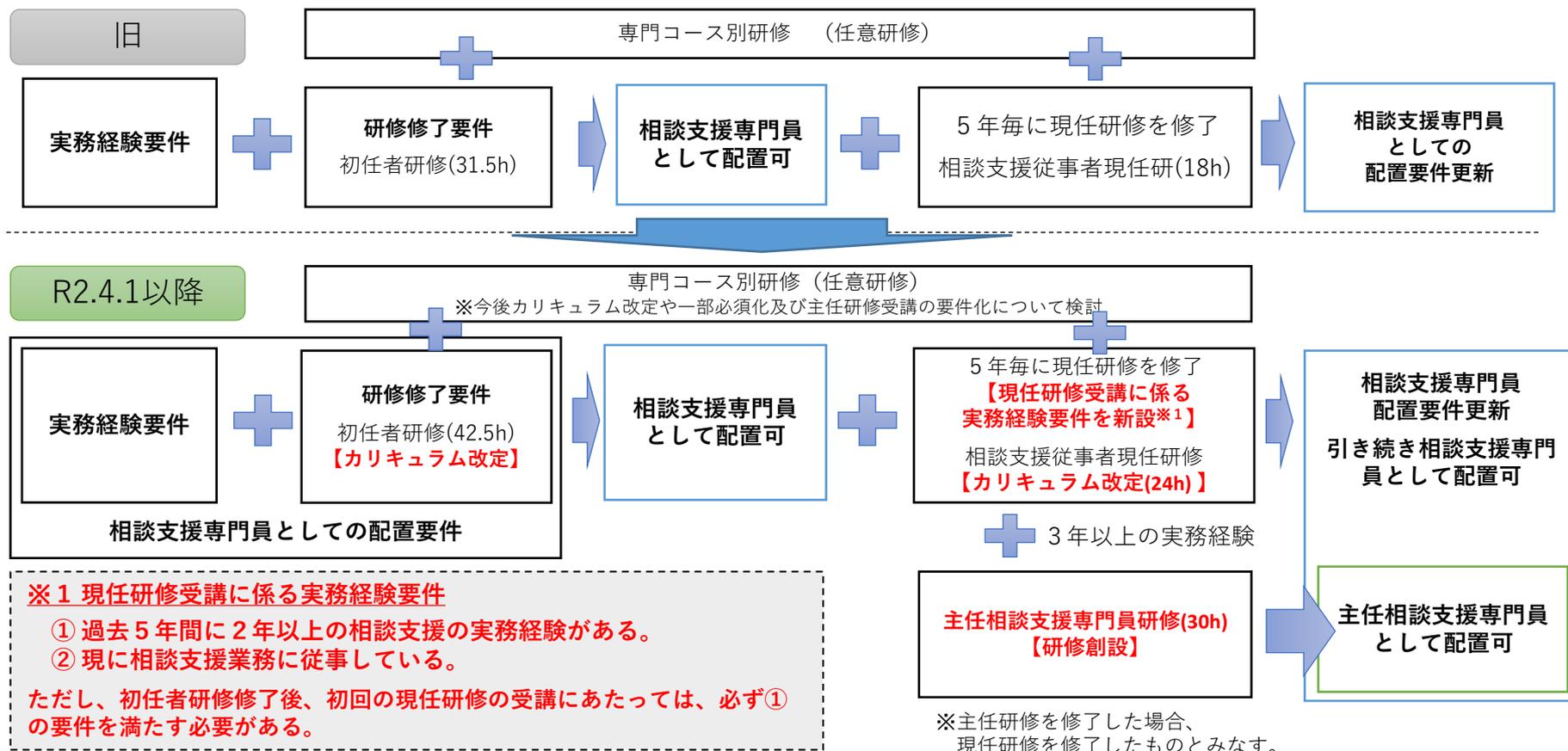
※本資料は厚生労働省の資料を抜粋して作成しています。

相談支援専門員の研修制度

※研修受講に係る必要実務経験年数については別紙1をご覧ください。

相談支援専門員の研修制度（令和2年4月1日改定）

- 意思決定支援への配慮、高齢障害者への対応やサービス等利用計画の質の向上、障害福祉サービス支給決定の適正化等を図り、質の高いケアマネジメントを含む地域を基盤としたソーシャルワークを実践できる相談支援専門員を養成するため、**カリキュラムの内容を従前より充実させる。**
- 実践力の高い相談支援専門員養成のために、実践の積み重ねを行いながらスキルアップできるよう、現任研修の受講にあたり、相談支援に関する**一定の実務経験の要件(※1)**を追加。（※経過措置：旧カリキュラム修了者の初回の受講時は従前の例による。）
- さらに、地域づくり、人材育成、困難事例への対応など地域の中核的な役割を担う専門職を育成するとともに、相談支援専門員のキャリアパスを明確にし、目指すべき将来像及びやりがいをもって長期に働ける環境を整えるため、**主任相談支援専門員研修を創設。**



相談支援専門員の実務経験

		業務内容	実務経験年数
障害者の保健、医療、福祉、就労、教育の分野における支援業務	① 相談支援業務	施設等において相談支援業務に従事する者※ 1	5 年以上
		医療機関において相談支援業務に従事する者で、次のいずれかに該当する者 (1) 社会福祉主事任用資格を有する者 (2) 訪問介護員 2 級以上に相当する研修を修了した者 (3) 国家資格等※ 2 を有する者 (4) 施設等における相談支援業務に従事した期間が 1 年以上である者	
		就労支援に関する相談支援の業務に従事する者	
		特別支援教育における進路相談・教育相談の業務に従事する者	
		その他これらの業務に準ずると都道府県知事が認めた業務に従事する者	
	③ 介護等業務	施設及び医療機関等において介護業務に従事する者	10 年以上
		その他これらの業務に準ずると都道府県知事が認めた業務に従事する者	
	③ 有資格者等	上記②の介護等業務に従事する者で、次のいずれかに該当する者 (1) 社会福祉主事任用資格を有する者 (2) 訪問介護員 2 級以上に相当する研修を修了した者 (3) 保育士 (4) 児童指導員任用資格者	5 年以上
		上記①の相談支援業務及び上記②の介護等業務に従事する者で、国家資格等※ 2 による業務に 5 年以上従事している者	3 年以上

※ 1 平成 18 年 10 月 1 日において現に障害児相談支援事業、身体障害者相談支援事業、知的障害者相談支援事業、精神障害者地域生活支援センターの従業者の場合は、平成 18 年 9 月 30 日までの間の期間が通算して 3 年以上

※ 2 国家資格等とは、医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、視能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、栄養士（管理栄養士を含む。）、精神保健福祉士又は公認心理士のことを言う。

サービス管理責任者 児童発達支援管理責任者の 研修制度

※研修受講に係る必要実務経験年数については別紙2. 3をご覧ください。

サービス管理責任者等として従事するための要件

- サービス管理責任者又は児童発達支援管理責任者として配置されるためには、2つの要件を満たす必要

障害者総合支援法【サービス管理責任者】 (平成31年度告示第109号)

児童福祉法【児童発達支援管理責任者】 (平成31年度告示第110号)

【1】 配置に係る実務経験要件 *研修の受講に係る実務経験とは異なる。

・条件により年限が異なる。(次スライド: 詳細は告示を参照)

① 保有する資格及び ② 従事経験の業務内容 による。

【2】 研修修了要件

1) 取得: 基礎研修、実践研修を修了

2) 維持: 実践研修修了の翌年度から5年間の間に1度更新研修を修了

❖ 研修受講においても実務経験要件あり

❖ 研修の受講に関する実務経験要件

1) 基礎研修: サービス管理責任者等としての実務経験要件を満たす2年前から受講可。

2) 実践研修: 基礎研修修了後2年以上、サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者としての一定程度の業務経験。* 一定の要件を満たすと例外的に6月以上の実務で受講可。

3) 更新研修: ① 過去5年間に2年以上のサービス管理責任者・児童発達支援管理責任者・管理者・相談支援専門員の実務経験。又は② 現にこれらの業務に従事していること。

サービス管理責任者として従事するための実務経験要件

業務の範囲		業務内容	実務経験年数					
			国家資格※1	有資格者※2	左記以外の者			
障害者の保健、医療、福祉、就労、教育の分野における支援業務	(一) 相談支援の業務 日常生活の自立に関する相談に応じ、助言、指導その他の支援を行う業務、その他これに準ずる業務 〔告示一イ(1)(一)〕	a 地域生活支援事業、相談支援事業（特定（計画・障害児）、一般）、身体(知的)障害者相談支援事業、居宅介護支援事業、介護予防支援事業	3年以上	5年以上	5年以上			
		b 児童相談所、身体(知的)障害者更生相談所、福祉事業所、発達障害者支援センター、精神障害者社会復帰施設（旧精神保健福祉法）						
		c 障害者支援施設、障害児入所施設、老人福祉施設、精神保健福祉センター、救護施設、更生施設、介護老人保健施設、介護医療院、地域包括支援センター						
		d 障害者職業センター、障害者就業・生活支援センター						
		e 特別支援学校						
		f 病院もしくは診療所に従事する者で、次のいずれかに該当する者 ①社会福祉主事任用資格を有する者 ②介護職員初任者研修（旧ホームヘルパー2級）に相当する研修を修了した者 ③国家資格等（下記参照）を有するもの ④相談支援業務a～eの期間が1年以上の者						
	その他これらの業務に準ずると都道府県知事が認めた業務に従事する者							
	(三) 直接支援の業務 入浴、排せつ、食事その他の介護を行い、並びに介護に関する指導を行う業務、その他職業訓練、職業教育に係る業務、動作の指導・知識技能の付与・生活訓練・訓練等に係る指導業務 〔告示一イ(1)(二)〕	a 障害者支援施設、障害児入所施設、老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、病室（病室・診療所）であって医療法に規定する療養病床				3年以上	5年以上	8年以上
		b 障害福祉サービス事業、障害児通所支援事業、老人居宅介護等事業						
		c 病院、診療所、薬局、訪問看護事業所						
d 障害者雇用促進法に規定する特例子会社、助成金受給事業所								
e 特別支援学校								
その他これらの業務に準ずると都道府県知事が認めた業務に従事する者								

※1 国家資格等とは、医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、視能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、栄養士（管理栄養士を含む。）、精神保健福祉士、公認心理士のことを言う。

国家資格等による業務に従事していた期間が3年以上必要（実務経験年数と重複でも可）

※2 上記(三)の直接支援業務に従事する者で、次のいずれかに該当する者（資格取得以前も年数に含めて可）

- ①社会福祉主事任用資格者（社会福祉士等）
- ②保育士（上記業務内容の事業を行っていない保育所の実務経験は日数参入不可）
- ③児童指導員任用資格者（精神保健福祉士、教員免許（幼稚園含む、養護教員除く）、大学又は大学院卒業（社会福祉学、心理学、教育学、社会学いずれかを専修する学科であること）、児童福祉事業実務経験等）
- ④介護職員初任者研修（旧ホームヘルパー2級）に相当する研修を修了した者（介護福祉士等）
- ⑤（旧精神保健福祉法）精神障害者社会復帰施設指導員任用資格者

児童発達支援管理責任者として従事するための実務経験要件

業務の範囲		業務内容	実務経験年数 (下記に加え、老人福祉施設・医療機関等以外での実務経験が3年以上)		
			国家資格 ※1	有資格者 ※2	それ以外の者
<p>障害者（身体上若しくは精神上の障害があること又は環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者）又は障害児（児童福祉法第4条第1項に規定する児童）の保健、医療、福祉、就労、教育の分野における支援業務</p>	<p>イ 相談支援の業務</p> <p>自立に関する相談に応じ、助言、指導その他の支援を行う業務、その他これに準ずる業務</p> <p>〔告示一イ(1)(一)〕</p>	<p>(1) 地域生活支援事業、相談支援事業（特定（計画・障害児）、一般）、身体(知的)障害者相談支援事業、居宅介護支援事業、介護予防支援事業</p> <p>(2) 児童相談所、児童家庭支援センター、里親支援センター、身体(知的)障害者更生相談所、福祉事業所、発達障害者支援センター、精神障害者社会復帰施設（旧精神保健福祉法）</p> <p>(3) 障害児入所施設、乳児院、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、障害者支援施設、老人福祉施設、精神保健福祉センター、救護施設、更生施設、介護老人保健施設、介護医療院、地域包括支援センター</p> <p>(4) 障害者職業センター、障害者就業・生活支援センター</p> <p>(5) 学校（幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、高等専門学校）</p> <p>(6) 病院もしくは診療所に従事する者で、次のいずれかに該当する者</p> <p>①社会福祉主事任用資格を有する者</p> <p>②介護職員初任者研修（旧ホームヘルパー2級）に相当する研修を修了した者</p> <p>③国家資格等（下記参照）を有するもの</p> <p>④相談支援業務(1)～(5)の期間が1年以上の者</p> <p>その他これらの業務に準ずると都道府県知事が認めた業務に従事する者</p>	3年以上	5年以上	5年以上
	<p>ロ 直接支援業務</p> <p>入浴、排せつ、食事その他の介護を行い、並びに介護に関する指導を行う業務、その他職業訓練、職業教育に係る業務、動作の指導・知識技能の付与・生活訓練・訓練等に係る指導業務</p> <p>〔告示一イ(1)(二)〕</p>	<p>(1) 障害児入所施設、助産施設、乳児院、母子生活支援施設、保育所、幼保連携型認定こども園、児童厚生施設、児童家庭支援センター、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、里親支援センター、障害者支援施設、老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、病室（病室・診療所）であって医療法に規定する療養病床</p> <p>(2) 障害児通所支援事業、児童自立生活援助事業、放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、小規模住居型児童養育事業、家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業、障害福祉サービス事業、老人居宅介護等事業</p> <p>(3) 病院、診療所、薬局、訪問看護事業所</p> <p>(4) 障害者雇用促進法に規定する特例子会社、助成金受給事業所</p> <p>(5) 学校（幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、高等専門学校）</p> <p>その他これらの業務に準ずると都道府県知事が認めた業務に従事する者</p>			8年以上

※1 国家資格等とは、医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、視能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、栄養士（管理栄養士を含む。）、精神保健福祉士、公認心理士のことを言う。**国家資格等による業務に従事していた期間が5年以上必要（実務経験年数と重複でも可）**

※2 上記ロの直接支援業務に従事する者で、次のいずれかに該当する者（資格取得以前も年数に含めて可）

- ①社会福祉主事任用資格者（社会福祉士等）
- ②保育士
- ③児童指導員任用資格者（精神保健福祉士、教員免許（幼稚園含む、養護教員除く）、大学又は大学院卒業（社会福祉学、心理学、教育学、社会学いずれかを専修する学科であること）、児童福祉事業実務経験等）
- ④介護職員初任者研修（旧ホームヘルパー2級）に相当する研修を修了した者（介護福祉士等）
- ⑤（旧精神保健福祉法）精神障害者社会復帰施設指導員任用資格者

サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者研修について

● 取得に必要な研修

① 相談支援従事者初任者研修(B日程*講義部分)

② 基礎研修

①②の2つの研修を修了することで「基礎研修修了者」となる。

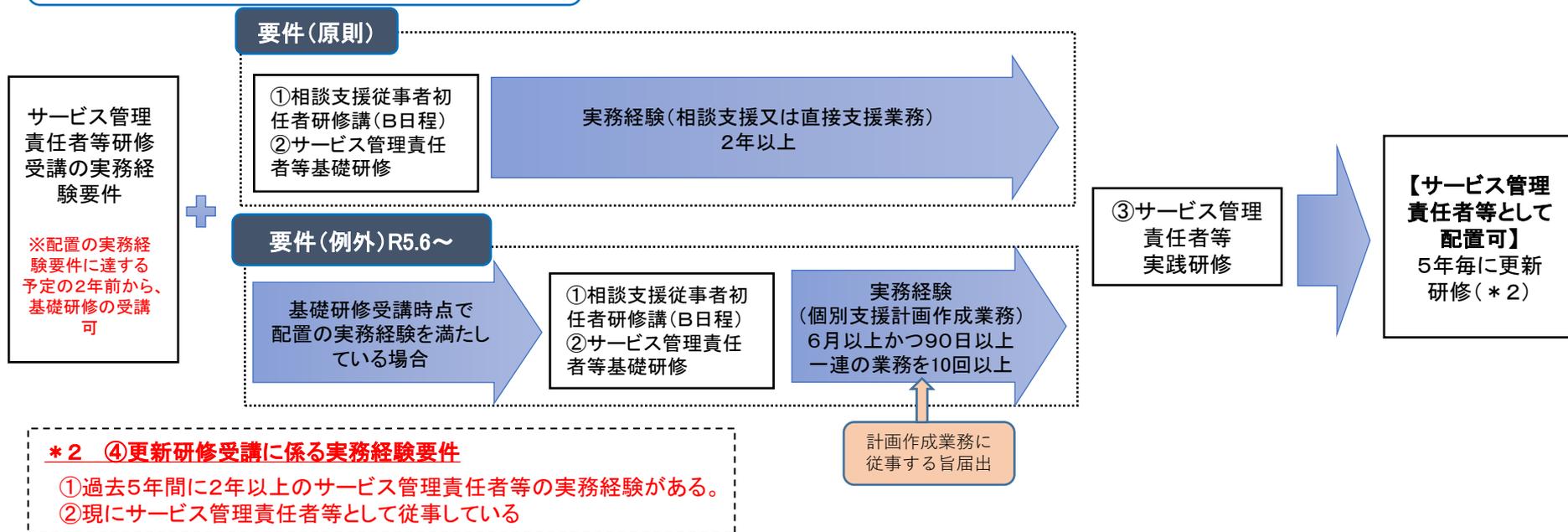
↓ ※「基礎研修修了者」となった日以後に、原則2年以上の実務経験が必要(基礎研修修了後のOJT期間)

③ 実践研修

● 維持に必要な研修

④ 更新研修 実践研修修了の翌年度から5年間の間に1度更新研修を修了

サービス管理責任者等研修の流れ



基礎研修修了後の実務経験(OJT)を6月以上とする要件について

●基礎研修修了後、実践研修の受講要件である実務経験(OJT)を6月以上かつ90日以上とすることができる要件

- ① 基礎研修受講開始時に既にサービス管理責任者等の「配置に係る実務経験要件」を満たしていること(相談支援業務又は直接支援業務3~8年)
- ② 実務経験(OJT)として、サービス管理責任者等の基準人員を既に満たしている事業所において、個別支援計画原案作成までの一連の業務を10回以上行うこと
- ③ 上記業務に従事することについて、指定権者に届出を行うこと

③指定権者への届出についての注意事項

- ①②を満たしていても、③の障害福祉サービス事業所等から指定権者への届出がされていない、又は届出に不備がある場合は、実践研修を受講できない。

- 和歌山県が指定権者である場合、③の届出に「実践研修特例対象」である旨を必ず記載すること

※和歌山市が指定権者である場合は、和歌山市にお問い合わせください。

他、届出に必要な書類等は、「(県通知・令和5年8月10日事務連絡)指定障害福祉サービス事業所等における「サービス管理責任者又は児童発達支援管理責任者のみなし配置」に伴う変更届出書の提出について」(https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/040400/shitei_jigyosyo/tetuzuki.html)を参照

- 和歌山県が主催するサービス管理責任者等実践研修の受講においては、指定権者の受付印が押印された③の届出の写し等が必要

指定障害福祉サービス事業所等が和歌山県(指定権者)に提出する変更届出書の記入例

(記入例)

(様式第2号)

指定障害福祉サービス事業所
指定障害者支援施設
指定一般相談支援事業所

指定内容変更届出書

和歌山県知事 様

年 月 日

届出者 所在地
名 称
代表者 職・氏名
メールアドレス

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する
 指定障害福祉サービス事業所 指定障害者支援施設 指定一般相談支援事業所
 に係る指定の内容に変更がありましたので、下記のとおり関係書類を添えて届け出ます。

指定内容を変更した事業所(施設)	事業所番号	
	名 称	所在地
変更があった事項	変更の内容	
1:申請者(設置者)の名称	(変更前)	
2:申請者(設置者)の電話番号、FAX番号、メールアドレス		
3:主たる事務所の所在地		
4:代表者の氏名、生年月日、住所又は職名		
5:※定款等若しくはその登記事項証明書又は条例等(当該指定に係る事業に関するものに限る。) ※「定款等」は就労継続支援A型事業所のみ		
6:事業所(施設)の名称		
7:事業所(施設)の電話番号、FAX番号、メールアドレス		
8:事業所(施設)の所在地(設置の場所)		
9:事業所(施設)の平面図又は設備の概要		
10:事業所(施設)の管理者の氏名、生年月日、住所又は経歴		
11:事業所(施設)のサービス提供責任者の氏名、生年月日、住所又は経歴		
12:事業所(施設)のサービス管理責任者の氏名、生年月日、住所又は経歴		
13:事業所の相談支援専門員の氏名、生年月日、住所又は経歴	(変更後)	
14:上記以外の従業者	サービス管理責任者(みなし配置) 実践研修特例対象	
15:主たる対象者	名前 ●●●● 住所 ●●●●	
16:事業所の種別(併設型・空床型の別)		
17:併設型における利用者の推定数又は空床型における当該施設の入所定員		
18:協力医療機関の名称若しくは診療科名又は当該協力医療機関との契約の内容		
19:他の障害福祉サービス事業者等との連携体制又は支援体制の概要		
20:第三者に委託することにより提供される障害福祉サービスの種類又は第三者の事業所の名称若しくは所在地		
21:連携する公共職業安定所等の名称		
22:運営規程		
変更年月日	令和●●年●●月●●日	

指定権者 受付印

(記入例)

(様式第2号)

指定障害児通所支援事業所
指定障害児入所施設

指定内容変更届出書

和歌山県知事 様

年 月 日

届出者 所在地
名 称
代表者 職・氏名
メールアドレス

児童福祉法に規定する
 指定障害児通所支援事業所 指定障害児入所施設
 に係る指定の内容に変更がありましたので、下記のとおり関係書類を添えて届け出ます。

指定内容を変更した事業所(施設)	事業所番号	
	名 称	所在地
変更があった事項	変更の内容	
1:申請者(設置者)の名称	(変更前)	
2:申請者(設置者)の電話番号、FAX番号、メールアドレス		
3:主たる事務所の所在地		
4:代表者の氏名、生年月日、住所又は職名		
5:※定款等若しくはその登記事項証明書又は条例等(当該指定に係る事業に関するものに限る。)		
6:事業所(施設)の名称		
7:事業所(施設)の電話番号、FAX番号、メールアドレス		
8:事業所(施設)の所在地(設置の場所)		
9:事業所(施設)の平面図又は設備の概要		
10:事業所(施設)の管理者の氏名、生年月日、住所又は経歴		
11:事業所(施設)の児童発達支援管理責任者の氏名、生年月日、住所又は経歴		
12:上記以外の従業者	児童発達支援管理責任者(みなし配置) 実践研修特例対象	
13:主たる対象者	名前 ●●●● 住所 ●●●●	
14:協力医療機関の名称若しくは診療科名又は当該協力医療機関との契約の内容		
15:医療法第7条の許可を受けた病院又は診療所であること		
16:運営規程		
変更年月日	令和●●年●●月●●日	

指定権者 受付印

実践研修特例対象である旨の記載がない場合や受付印がないなど届出に不備があると、実践研修を受講できない場合がありますので、ご注意ください。

更新研修の受講期限について

- 更新研修の受講期限は、実践研修を修了した翌年度を初年度として同年度以降の5年度ごとで固定

※H31年度カリキュラム改定前にサビ児管となっていた方で、R5年度までに更新研修を受講した方は、その初めて更新研修を受講した翌年度を初年度として、同年度以降の5年度ごとで固定

- 受講期限までに更新研修を受講していない場合は、改めて実践研修を修了することでサビ児管として従事可能(基礎研修からやり直す必要なし)
- 受講要件は、① 過去5年間に2年以上のサービス管理責任者・児童発達支援管理責任者・管理者・相談支援専門員の実務経験。又は② 現にこれらの業務に従事していること。

修了年別 早見表		●・・・更新研修受講期限年度																												
		令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年	令和12年	令和13年	令和14年	令和15年	令和16年	令和17年	令和18年	令和19年	令和20年	令和21年	令和22年	令和23年	令和24年	令和25年	令和26年	令和27年	令和28年	令和29年	令和30年	令和31年				
実践研修修了年度(5区分)	(令和元年 令和6年 令和11年)				●					●					●					●						●				
	(令和2年 令和7年 令和12年)	●				●				●					●					●						●				
	令和3年 令和8年 令和13年		●		この5年間に1回受講						●		この5年間に1回受講						●			●						●		
	令和4年 令和9年 令和14年			●			この5年間に1回受講						●				●				●						●			●
	令和5年 令和10年 令和15年				●					●					●					●							●			●

サービス管理責任者等研修の実施体制について

- 令和7年度から当県のサービス管理責任者等研修は、従来からの委託研修に加え、新たに指定事業者による研修(フルオンライン)を導入しました。
- どちらを受講していただいてもサービス管理責任者および児童発達支援管理責任者の資格取得ができます。
- オンライン研修のため、講義部分を何度も視聴できるほか、ご自宅や勤務先など場所を選ばずに受講可能です。さらに、毎月開催のため、職場のシフト調整が容易になるなど受講の選択肢が広がります。

指定事業者による研修(フルオンライン研修)

- 基礎研修 (受講料33,000円※1、受講定員100名/回)
- 実践研修 (受講料33,000円、受講定員100名/回)
- 更新研修 (受講料33,000円、受講定員100名/回)

複数回開催



月に1回程度実施(予定)※2

※1 障害者相談支援従事者初任者研修等を修了していない場合、受講料は51,168円(税込)

※2 最低開講人数に満たない場合は次回開講月に振替になります。

※3 受講申込の様式など県委託研修とは異なりますので、研修主催者(指定事業者)にお問い合わせください。

指定事業者	申込先情報
株式会社 中川(東北福祉カレッジ)	https://tohoku-fukushi.com/description_servicekanri.html



県による委託研修

年1回開催

- 基礎研修 (受講料10,000円、受講定員80名程度/年) 日程:10月頃実施予定 ※4
- 実践研修 (受講料 5,000円、受講定員80名程度/年) 日程:1~2月頃 実施予定 ※4
- 更新研修 (受講料 5,000円、受講定員80名程度/年) 日程:9月頃実施予定 ※4

※4 例年、実施の2か月前より募集開始。定員超過した場合は選考により受講決定

開催時期等、変更になる場合もありますので、詳細については、障害福祉課HPをご覧ください。

<https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/040400/d00220026.html>

事業者の方向けの研修情報 令和8年度

<和歌山県が実施する主な研修スケジュール>

和歌山県が実施している主な研修は以下のとおりです。

令和8年2月末時点での情報ですので、今後、日程等変更となる場合がありますので、最新情報は下記Webページ(事業者の方向けの研修情報)を御覧ください。

研修名	日程イメージ
相談支援従事者初任者研修A	令和8年6月～9月頃(予定)
相談支援従事者初任者研修B	令和8年6月～7月頃(予定)
相談支援従事者現任研修	令和8年10月～12月頃(予定)
相談支援従事者主任研修	令和8年12月～令和9年2月(予定)
サービス管理責任者等基礎研修	【県主催】令和8年9月～11月頃(予定) (指定事業者 毎月実施)
サービス管理責任者等更新研修	【県主催】令和8年9月～10月頃(予定) (指定事業者 毎月実施)
サービス管理責任者等実践研修	【県主催】令和9年1月～2月頃(予定) (指定事業者 毎月実施)
強度行動障害支援者養成研修 基礎研修	令和8年12月頃(予定)
強度行動障害支援者養成研修 実践研修	令和9年1月～2月頃(予定)
強度行動障害支援施設・職員養成研修(連続研修)	令和8年7月～12月頃(予定)
医療的ケア児等支援者・コーディネーター養成研修	令和8年11月～令和9年1月頃(予定)
虐待防止・権利擁護研修【管理者・虐待防止責任者コース】	令和9年1月～2月頃(予定)



和歌山県HP> 障害福祉課> 事業者の方向けの研修情報

<https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/040400/kensyu/d00204946.html>